

佐世保市監査委員公表第20号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年6月20日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



会計管理室 分
選挙管理委員会事務局 分
企画部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 会計管理室
- 3 監査の期間 令和7年4月14日（月）～令和7年6月12日（木）
- 4 監査の着眼点
 - (1) 収入事務は適正か。
 - (2) 支出事務は適正か。
 - (3) 契約事務は適正か。
 - (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 支出事務

- ① 出張命令伺において、理事（部長職）の出張については佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていないものがあった。

(会計管理室)

専決区分の相違は、内部統制における重大な不備である。

規程を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

2. 財産管理事務

- ① 公印において、佐世保市公印規則第11条第1項で「監守者は、公印の新調、改刻又は廃止（以下「公印の異動」という。）をしようとするときは、あらかじめ公印新調（改刻・廃止）協議書（様式4）により総務課長に協議しなければならない。」、同条第2項で「監守者は、公印の異動があつたときは、公印新調（改刻・廃止）届書（様式5）により速やかに総務課長に通知しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、会計管理者印を廃止、新調した際に手続きを行っていないかった。

(会計管理室)

重要物品である公印の管理が杜撰である。

規則を認識し、適正な事務処理を行われたい。